

平成 29 年 10 月 4 日

## 「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」の 設置・開催

地方財政審議会に「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する  
検討会」を設置することとしましたのでお知らせします。

### 1 設置の目的

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 25 条に基づき、  
政府は、平成 29 年度末を目途に、地方公共団体金融機構の業務の在り方全般  
について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて  
所要の措置を講ずることとされている。

同機構の業務の在り方についての検討は、地方債資金の在り方と大きな関わ  
りを持つものであることから、地方財政に関する重要事項を審議する地方財政  
審議会に検討会を設け、意見を取りまとめる。

### 2 構成員

別紙のとおり

### 3 第 1 回検討会

平成 29 年 10 月 5 日（木） 13 時～15 時

（連絡先）

自治財政局地方債課

担当：高野補佐、藤野係長

電話：03-5253-5630（直通）